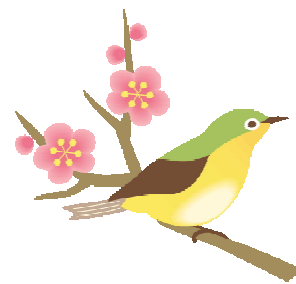


ゆうあい



特別養護老人ホーム ゆうあいホーム / 大竹市養護老人ホーム ゆうあいの里
ゆうあいホーム短期入所生活介護事業所 / デイサービスセンターゆうあいホーム
訪問介護事業所ゆうあい / 居宅介護支援事業所ゆうあい / 大竹市在宅介護支援センター
小島新開の家デイサービスセンター / 小島新開の家デイサービス事業所
発行 社会福祉法人 広島友愛福祉会 大竹市玖波4-8-8 0827-57-7500 発行責任者 立山 道男

軽度の人向けのサービスが介護予防重視に変わります



2006年4月1日から改正された介護保険法が施行され、**介護予防サービス**が新たに始まります。4月以降は要介護1の一部の方と要介護2以上の方は、今までと同様の介護保険サービスが受けられますが、介護認定により要支援1、要支援2になられた方は、新予防給付の対象となります。

今回の改正は中重度者への支援強化、介護予防・リハビリテーションの推進、地域包括ケア・認知症ケアの確立、サービスの質の向上、医療と介護の機能分担・連携の明確化を図るものとされていますが、特に介護予防サービスの導入は、利用者数の多い軽度要介護

利用者の介護状態の悪化を防ぎ自立支援を推進すること、併せて介護保険の費用の抑制にもつながるといえることが導入の大きな要因といえると思います。要支援と要介護1の軽度な認定を受けている利用者は介護保険が始まった2000年4月の84万人から2006年10月には209万人へと大幅に伸びています。

介護予防デイサービスは「日常生活上の支援・生活行為向上支援」を共通的服务とし、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上などの選択的サービスを受けるかそれらを選択しない場合のアクティビティ（集団的に行われるレクリエーション、創作活動等の機能訓練）を取るかのどちらかになります。介護予防は地域包括支援センターが作成するケアプランに基づいてサービス提供が行われますが、自己負担額は定額（追加選択サービスは別途加算）となります。

介護予防ホームヘルプについては、本人が自力で家事等を行うことが困難な場合であって、家族や地域による支え合いや他の福祉施策などの代替サービスが利用できない場合について、地域包括支援センターが作成するケアプランに基づきサービス提供が行われ、負担額は一月当りの定額をプランに基づいて負担することとなります。

当施設も介護予防サービスの開始に向けて準備をしています。決まり次第お知らせしますので、よろしく願います。（事務長 瀬戸 治雄）

